

平成22年金融商品取引法等改正（2年6ヶ月以内施行）に係る 内閣府令等の概要

I 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令

1. 清算集中

清算機関の利用の義務付けに伴い、その対象となる取引を定める（第2条。具体的には、金融庁長官が「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件」において指定する。）。

2. 取引情報の保存及び報告

取引情報保存・報告制度の創設に伴い、以下のとおり規定を整備する。

- (1) 金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の保存・報告の対象となる取引、記録を作成すべき事項、その保存・報告の方法等について、所要の事項を定める（第3条～第5条）。
- (2) 金融商品取引業者等による取引情報の保存・報告の対象となる取引、記録を作成すべき事項、その保存・報告の方法等について、所要の事項を定める（第6条～第8条）。
- (3) 金融商品取引業者等が、自ら取引情報を保存・報告するのに代えて取引情報蓄積機関・指定外国取引情報蓄積機関へ取引情報を提供する場合の方法等について、所要の事項を定める（第9条）。
- (4) 金融商品取引業者等から（3）の取引情報の提供を受けた取引情報蓄積機関が記録を作成すべき事項、その保存・報告の方法等について、所要の事項を定める（第10条、第11条）。

3. 取引情報蓄積機関

取引情報蓄積機関制度の創設に伴い、以下のとおり規定を整備する。

- (1) 取引情報蓄積機関の指定を申請する際に必要な添付書類を定める（第12条）。
- (2) 取引情報蓄積機関の業務・監督に関し、取引情報蓄積機関の役員の兼職の認可、取引情報蓄積機関の兼業の承認の申請等の手続等について、所要の事項を定める（第13条～第21条）。

II 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令等の一部を改正する内閣府令

1. 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令、金融商品取引清算機関等に関する内閣府令及び内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正

一定の店頭デリバティブ取引に関する清算機関の利用の義務付け、取引情報保存・報告制度の創設に伴い、所要の規定の整備を行う。

2. 金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正

自主規制法人の定款等の変更の認可等の手続、金融商品取引所の提出書類等について、所要の規定及び様式の整備を行う。